

事業者等各位

徳島県危機管理環境部危機管理政策課長
(公 印 省 略)

「とくしまアラート注意報」の発令に係る感染拡大防止の取組について（依頼）

日頃は、本県の危機管理行政に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、7月6日及び7日に、本県において、3名の新型コロナウイルス感染症の陽性患者が発生したことを受け、「とくしまアラート」に新たな区分「注意報」を設け、7月9日に発令いたしました。

各事業者の皆様におかれましては、別添資料の内容を御確認いただき、さらなる感染拡大を防止するため、次の事項に徹底して取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

○事業者等の皆様をお願いしたい事項

- ・従業員や学生の検温をはじめとする体調確認の徹底
- ・発熱、体調が優れない従業員や学生は業務や授業に参加させないこと
- ・換気対策をはじめとする「感染拡大予防ガイドライン」の実践
- ・「WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金」の積極的活用
- ・テレワークや遠隔授業の取組のさらなる推進

○若い従業員や学生の皆様をお願いしていただきたい事項

- ・発熱、体調が優れない場合は業務や授業に参加しないこと
- ・全国的な発生事例等を踏まえ、県内外問わず、感染が拡大しているエリアや感染のリスクが高いと考えられる施設については、移動や利用を控えること
- ・国が開発した接触確認アプリ「COCOA」及び県が6月30日から運用を開始した「とくしまコロナお知らせシステム」の活用 等

○その他、「とくしまスマートライフ宣言！」をご覧の上、実践をお願いします。

担当者 徳島県危機管理政策課 危機管理担当 電 話 088-621-2708 , 088-621-2711


徳島県新型コロナウイルスポータルサイト
<https://pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kenko/kansensho/5035331>



とくしまアラートの発動基準について



今後、本県において、感染拡大の傾向が見られる場合、対応する基準を明確にするため、「とくしまアラート」として、以下の3つの区分を作成しました。なお、国から新たな基準が示された場合は、改定を検討します。

		①感染観察		②感染拡大注意		③特定警戒	
		注意報		強化			
基本方針		早期発見・封じ込めで感染拡大防止を図る		①に加えて、必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る（※1）		国の指定を受け、緊急事態措置を実施する	
発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	-	5人以上	10人以上	約30人以上（※2）		
	直近1週間の累積感染経路不明者数	-	2.5人以上	5人以上	約15人以上（※2）		
解除の判断基準		-	直近2週間の感染経路不明者数が0人		直近1週間の累積新規感染者数3.5人以下（※2）		
共通事項		 「とくしまスマートライフ宣言！」（「新しい生活様式」「感染拡大予防ガイドライン」の実践）					
対応方針	外出	感染が拡大している地域への不要不急の移動は避ける 3密の場所への移動を徹底して避ける。		<ul style="list-style-type: none"> （必要に応じ、法第24条第9項に基づく）外出自粛の協力要請。 不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。 		<ul style="list-style-type: none"> 法第45条第1項に基づく外出自粛の協力要請。 県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。 	
	出勤	必要に応じ、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進。		<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進。 		<ul style="list-style-type: none"> 「出勤者数の7割削減」を目指す。 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務等の強力な推進等。 	
	イベント（※3）	一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求め、それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策等を求める。		<ul style="list-style-type: none"> クラスタのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項に基づき、開催の自粛要請等。 それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策を求め。 		<ul style="list-style-type: none"> クラスタのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項及び法45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。 	
	施設の使用制限	地域の実情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。		<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。 クラスタのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。 		<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請等（キャバレー等の接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、スポーツジム等） 公園・博物館、美術館、図書館等は、感染防止策を講じた上で開放もあり得る。 	

※1 措置の実施の要否については、入院患者数、重症患者数、宿泊療養者数、監視体制（検査、相談等の件数）、クラスタの発生状況、近隣府県の状況を総合的に判断する。

※2 国により「特定警戒都道府県」に指定された際に移行するものであり、判断基準の数値についてはあくまでも目安である。

※3 イベントについては、参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率、屋内外の別を考慮して総合的に判断するものとする。

「とくしまアラート注意報」の発令に当たって、感染拡大防止の取組みについて

発令日：令和2年7月9日

解除の判断基準：直近2週間の感染経路不明者が0名

感染拡大防止のため

「とくしまスマートライフ宣言！」

の実践を改めてお願いします。



県民の皆様へ

- マスク着用、手洗い手指消毒、咳エチケットなど、基本的感染防止対策の徹底
- **3密（密集・密閉・密接）** になっている施設・場所の**徹底回避**
- 会食の場では、対面ではなく横並びで座るなどの間隔を空ける、回し飲みを避ける、大声で話をしない、などの工夫
- 国が開発した**接触確認アプリ「COCOA」**及び**「とくしまコロナお知らせシステム」**の活用

特に③市町（徳島市・小松島市・石井町）の皆様へ

- **体調等に不安を感じられる方は、積極的に「帰国者・接触者相談センター」へ相談**
- 感染者、その濃厚接触者、積極的疫学調査にご協力いただいた方等に対する**人権上の配慮**

事業者等の皆様へ

- 従業員の検温をはじめとする**体調確認の徹底**
- 発熱、体調が優れない従業員には**業務に従事させないこと**
- 換気対策をはじめとする**「感染拡大予防ガイドライン」**の実践
- **「WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金」**の積極的活用！
- 学生・生徒の検温をはじめとする**体調確認の徹底**
- 発熱、体調が優れない学生・生徒に**授業に参加させないこと**
- **遠隔授業**の取組みのさらなる推進

特に若者の皆様へ

- マスク着用、手洗い手指消毒、咳エチケットなど、基本的感染防止対策の徹底
- **3密（密集・密閉・密接）** になっている施設・場所の**徹底回避**
- 発熱、体調が優れない場合は**外出しないこと**
- 全国的な発生事例等を踏まえ、県内外を問わず、**感染が拡大しているエリアや、感染のリスクが高いと考えられる施設**については、移動や利用を控えること
- 国が開発した**接触確認アプリ「COCOA」**及び県が6月30日から運用を開始した**「とくしまコロナお知らせシステム」**の活用